

アンチ・ドーピング講習会 資料

(公財)日本相撲連盟医科学委員会副委員長 中川 泰彰

1. 2021 年から WADA 規定が変わり、アンチ・ドーピング教育の重要性がクローズアップされました。したがって、この資料は必ず目を通すこと。

2. 重要事項:ステロイドの関節内注射について

今まで認められていた糖質コルチコイド(ステロイドなど)の関節内注射は、今年 1 年は許可されますが、**2022 年 1 月から禁止**となることが決まりました。ご注意ください。

現在は、糖質コルチコイドの局所注射の取り扱い

- 1) 競技会参加時に体内に残存する状況で注射する場合は、医療記録(カルテ、様式任意)を保管する。
- 2) ドーピング検査で糖質コルチコイドが検出された場合、JADA が競技者に使用状況を問い合わせるので、上記の医療記録のコピーを提出し、局所使用であることを証明する。
- 3) JADA が局所使用を確認して、競技者は違反なしと判断される。

3. 2021 年からの重要な変更点:糖質コルチコイドの口腔内局所使用は、競技会時は禁止となりました。口内炎、口唇炎の治療で使われ、薬局でも購入可能なので、注意。

4. 最近の特徴的な違反例

- 1) 水泳:「1,3-ジメチルブチルアミン」検出。特定物質ではあるが、**Gasupari Nutrition** 社製の「ANAVITE」というサプリメントに含有されていた。競技成績の失効と7か月間の資格停止。注釈:Gasupari Nutrition 社製の「ANAVITE」というサプリメントから 2016 年の岩手国体でも「1-アンドロステジオン」などの非特定物質が検出され、4 か月の資格停止となっている。2017 年 8 月にサプリメントの汚染物質(製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により、入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品)について、**JADA から注意喚起**がなされている。
- 2) 水泳:エノボサルム(オスタリン)蛋白同化薬検出。トレーナーの勧めで、兄も摂取していたサプリメントから摂取。スポーツ仲裁機構の審議で、5 か月が 4 か月の処分に。判断理由:限られたルートでの販売、専門家への相談・確認の欠如がマイナス材料で、これ摂取後過去 2 回の検査では陰性だったことがプラス材料。今後のポイント:日本製のサプリメントだった。日本製でも危ないという**注意喚起**。オスタリン(筋肉増強効果がありそうとのこと)は現在、世界で違反例が多発。
- 3) フェンシング 19 歳:特定物質の「プレゾニゾロン」「プレゾニゾン」検出。疾患の治療のために医師から処方された薬に入っていたが、平成 26 年に申請した

TUEの期限が切れていたが、再度更新しなかったための違反。競技成績の失効と1年3か月間の資格停止

- 4) 自転車:母は内科医、ぜんそく治療による β —2作用薬検出。大会前にぜんそく悪化し、吸入(医師である母の処方)。禁止物質検出後、TUE申請するも、他の吸入薬を使うという選択肢があったため、却下された。この点について、スポーツ仲裁機構に不服申し立て。ここでも棄却。結局、6か月の資格停止。**この問題の注意点:**競技者の医師の選択にも責任。TUEは治療していれば必ず認められるという母親の医師の誤解、早期からできたTUE申請の機会の放棄。
- 5) レスリング:沢井製薬から販売された**胃腸薬エカベトNa顆粒 66.7%**(サワイ)が原因(試合直前に当該チームの医師から処方された)でドーピング検査陽性になった。胃腸薬の製造工程で利尿薬が微量混入していたためです。量的には健康被害が一切出ない量でした。スポーツ仲裁機構に不服申し立てをし、当該選手は、資格停止処分は解除になったが、競技会の成績は没収。

不服の時は日本スポーツ仲裁機構に相談する方法もある。

5. 医療関係者から勧められた処方薬による違反例

1) ウェイトリフティング:アレルギー性鼻炎の治療薬に含まれた糖質コルチコイドの検出(医師の処方薬だが、2ヶ月の資格停止)。2011年

2) 体操:医師の処方の風邪薬に含まれた興奮剤「メチルエフェドリン」。3ヶ月の資格停止。2012年

3) 陸上男子:薬局で購入した総合感冒薬に含まれていた興奮剤の「メチルエフェドリン」検出。この薬物は特定物質に該当。購入時、薬品カウンセラーにドーピング対象者であることを伝えたが、この感冒薬を勧められたとのこと。8ヶ月の資格停止。2015年。対策として、スポーツファーマシストのいる薬局で購入すること。

6. 2015年からのWADA Code改定のポイント

- 1) クリーンアスリート、クリーンなスポーツのために、全世界・全スポーツの、スポーツに参加するための、すべての人が尊重する約束事。
- 2) アスリートの厳格責任として、4年間の制裁が基本。
- 3) 時効は10年に延長(したがって、10年以内の違反を問う)
- 4) 未成年は18歳未満。立証責任の軽減、制裁措置の自動公開はなし。

7-a. 常に禁止される物質と方法

禁止物質

S0:無承認物質、S1:蛋白同化剤、S2:ペプチドホルモン、成長因子、S3:ベータ2作用薬、S4:ホルモン及び代謝の調整薬、S5:利尿剤と他の隠蔽剤

7-b. 競技会検査で禁止対象となる物質と方法

常に禁止される物質と方法のS1-S5及びM1-M3に加えて

S6:興奮剤 a.非特定物質(全物質を明示) b.特定物質(例を明示)、S7:麻薬、
S8:カンナビノイド、S9:糖質コルチコイド

8. ヒゲナミンについての注意喚起。平成 29 年 4 月 1 日付で、各加盟団体に注意喚起したように、ヒゲナミンは禁止物質です。2017 年 1 月 1 日から、S3.ベータ2作用薬の項目に例示されました。これは、「南天のど飴」「液キャベコーワ」「太田胃散」などにも含まれています。十分に注意してください。

9-a. 特定物質

医薬品として広く市販され、又はドーピング物質として乱用されにくく、不注意によりアンチドーピング規則違反を誘いやすい物質。特定物質の使用が、競技能力の向上でないことを立証できれば、制裁は軽くなることがある。

2010 年よりすべての禁止物質は「特定物質」として扱われる物とする。

9-b. ベータ2作用薬

すべてのベータ2作用薬は禁止される。但し、サルブタモール、サルメテロール、ビラントロールの吸入は製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入使用される場合は除く。

9-c. 100ml/12h の静脈内注射は禁止。従って、TUE の申請が必要

10. 治療目的使用に関する国際基準

WADC は禁止リストに掲載される物質及び方法の治療目的の使用(TUE)を認めている。**2021 年から書式が変更になりました。**

治療目的使用の適用措置の基準

- A) 競技者は競技会30日前までに書面で提出
- B) 急性、慢性疾患の治療中に、禁止物質や禁止方法が中止されたら健康上重大な障害を及ぼすこと
- C) 正当な医学的治療によって、正常の健康状態になるが、競技能力を増加させないこと
- D) 他に方法がないこと。
- E) 適用期間を定める。
- F) 適用が停止されることがある。
- G) 国際レベル、国内レベルなど選手のレベルで、遡及的 TUE 申請が認められない場合がある。詳細は JADA のホームページで調べてください。

11. ドーピング検査関連情報

- 1) 中国とメキシコで競技会に参加する時は、主催団体または IF 指定のレストランで食事すること
- 2) 血液ドーピングの開始: 当面 3 回針を刺して、採決できなければ中止。
- 3) 未成年 (20 歳未満) 競技者から取得すべき同意書について (競技団体の責務)
- 4) 競技会外検査の 60 分の指定枠は 5 時から 23 時までで選択できる。
- 5) 年間複数人の違反者を出した競技団体は罰則を受ける可能性あり。
- 6) 食肉汚染と利尿薬の混入の可能性のある場合に最低限分析報告レベル設定。
- 7) 現在日本で認可されている COVID-19 のワクチンは禁止物を含まない。

12. 薬に対する基礎知識 (使った薬はいつまで身体に残るか)

- 1) 個人差があるので一概に言えない。ホルモン剤・ステロイド類は影響が長く残る
＝自分自身のホルモン分泌が変わるため
- 2) その他の医薬品は最低3日から1週間ぐらい。できれば10日ほしい
- 3) 漢方薬は様々な物質の混合物であり、TUE で認められることはほとんどない。一般的に漢方薬を使用しなくても疾患の治療は可能。

13. 選手に対する注意！

- 1) 薬を処方され、買う前にスポーツ選手だと伝えること。ドーピング検査を受けることがあると伝えること。
- 2) 薬の名前を書いてもらうこと・箱を捨てないこと。ドーピング検査時に使った薬を申告すること。薬を調べるのに必要なので名前はフルネームで。
- 3) サプリメント・滋養強壮剤・健康食品に注意。本当に使う必要があるか検討する。信用あるメーカーの内容を明示したものを使う。
- 4) 医師、薬剤師の中に、ドーピングの知識の少ない方もいます。彼らが大丈夫と言っても、禁止物質を服用すれば、その責任は選手にあります。不安を感じたときは、下記の方法で確認してください。
- 5) 競技者の役割及び責務の観点から、服薬履歴をつけ、手元に医薬品が残っている場合は、手元にある医薬品を保管すること。

14. 薬に対する情報入手方法

- 1) JADA ホームページの global DRO で調べる
- 2) 薬剤師会ドーピング防止ホットラインに問い合わせ
- 3) JADA 公認スポーツファーマシストへ (2,3 とも JADA ホームページにリストあり)

参考: WADA ホームページ (<http://www.wada-ama.org/en/t1.asp>)

JADA ホームページ (<http://www.anti-doping.or.jp/>)

薬についてわからないときは、各都道府県の薬剤師会ホットラインなどに問い合わせてください。